

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
100020	公共牧野への新エネルギー施設建設に係る農地転用の許可	農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条	農地又は採草放牧地を転用するために所有権等の権利を設定若しくは移転する場合には、都道府県知事許可(農地等が4haを超える場合には農林水産大臣の許可)を受けなければならない。	公共牧野で電気事業法に基づく卸電気事業者が新エネルギー施設を建設する場合には、第1種農地でも農地転用の許可を可能としてほしい。	長年日本海沿岸の住民を苦しめてきた「たば風」「やませ」を利用し、電気事業法に基づく卸電気事業者が地域資源を活用したエネルギー生産を目指す。 風力発電施設を建設するために最適な土地を調べたところ、公共牧野の採草放牧地とされ、採草放牧地に建設する場合は農地法1種農地となるため、農地転用の許可ができない状況にあります。 そこで、地域独自のエネルギー生産に向けた施設を建設する場合、電気事業法に基づく卸電気事業者が公共牧野の採草放牧地に自然エネルギー施設を建設できるよう、第1種農地でも農地転用の許可を可能としてほしい。	D		電気事業法による卸電気事業の用に供する電気工作物の設置に係る事業の用に供するために行われる農地又は採草放牧地の転用については、第1種農地においても転用許可をすることができる(農地法施行規則第37条第1号、土地収用法第3条第17号)。			0 0 0 9 0 1 0	上ノ国町	北海道	農林水産省		
100030	公共牧野への新エネルギー施設建設に係る農地転用の許可	農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条	農地又は採草放牧地を転用するために所有権等の権利を設定若しくは移転する場合には、都道府県知事許可(農地等が4haを超える場合には農林水産大臣の許可)を受けなければならない。	公共牧野への新エネルギー施設を建設する場合または施設の修理をする場合、一時転用の許可を不要とする。	現在風力発電施設の建設及び修理をする場合、仮設工作物の設置に係る一時転用の許可申請が必要となっております。 しかし、許可されるまでには数カ月間の期間を必要とし、工事または修理する場合の対応が遅れてしまい、その間はエネルギー生産ができない現状となっております。 ◆提案として 民間事業者と協力している町と間で一時転用をする場所について、期間内で問題なく完了する旨の確約を交わした場合、町農業委員会へ協議することで、一時転用の許可を不要としてほしい。	C		農地はいつたん他用途に転用されると復元することが極めて困難であるという特質を持っていることから、転用許可申請に係る審査に当たっては、一時転用であっても、案件ごとに、周辺の営農に及ぼす影響、事業実施の確実性、被害防除措置などについて恒久的な転用の場合と同等の審査を行った上で、最終的には確実に農地に戻ることの審査も行うことが必要であり、御提案について特区制度により対応することは困難である。 なお、行政手続の迅速化を図るため、農地転用許可申請から許可・不許可の処分を行うまでの標準的な事務処理期間を6週間と定めている。			0 0 0 9 0 2 0	上ノ国町	北海道	農林水産省		
100040	農地転用の緩和	農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条	農地を転用する場合又は採草放牧地を転用するために所有権等の権利を設定若しくは移転する場合には、都道府県知事許可(農地等が4haを超える場合には農林水産大臣の許可)を受けなければならない。	都市計画法に定める地区計画内の農地は、市街化調整区域内であっても原則転用可とし、知事の許可とする。	地区計画は、都市計画法上「良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画」とされており、地区計画決定した地域は、農地として存続することを想定していない地域である。よって、市街化調整区域内であっても、原則農地転用が認められることとする。 また、上記のような地域であることから、手続きの簡素化・迅速化を図るため、面積にかかわらず許可権者を都道府県知事とし、農林水産大臣への協議も求めないこととする。	C		地区計画は、主として当該地区内の住民等にとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画であり、 ① 用途地域(住居、商業、工業といった市街地の大枠を定める都市計画(都市計画法第8条第1号))が定められている区域、あるいは、 ② 原則として用途地域が定められない市街化調整区域においては、住宅市街地の開発が行われる又は行われた土地の区域等(都市計画法第12条の5第1項第2号)に限定して、 街区単位できめ細やかな市街地像を実現していく制度である。 このことから、国から都道府県に対して発出された技術的助言(都市計画運用指針(国土交通省都市・地域整備局長通知))において、農地法等の規制により都市的土地利用が制限されていることが明らかでない土地については、地区計画を策定する積極的な意味はないため、農地法上転用許可となる農地区域内農地等の優良農地については、地区計画の区域に含まれるべきでないとしていくところであり、市町村の地区計画決定をもって、地区計画区域内の農地について原則転用許可とし、転用面積にかかわらず都道府県知事を転用許可権者とすること及び農林水産大臣への協議を行わないこととするは困難である。 なお、農地としての利用が想定されず、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図ることが見込まれる土地については、所要の土地利用調整を了した上で、市街化区域に編入し、同区域内において、流通業務拠点の開発等を行うことは可能である。	右提案主体からの通知改正の経緯等に係る意見を踏まえ、再度検討し回答されたい	農林水産省通知「都市計画と農林漁業との調整措置について」が、平成19年10月に改正され、地区計画策定に際しては「必要な農地転用許可等の許認可について関係行政機関と調整が了されている等により事業の実施が確実であると認められる必要がある」旨の文言が加えられた。上記改正まで定められた地区計画内については、市街化調整区域内であっても原則農地転用を認められたい。さらに、面積に関わらず都道府県知事を転用許可権者とし、農林水産大臣協議を不要とされたい。			0 0 1 2 0 1 0	羽島市	岐阜県	農林水産省
100050	市街化調整区域における土地利用転換に係る農林調整の適用除外	都市計画と農林漁業との調整措置について(14農振第1452号)	「都市計画と農林漁業との調整措置について」(農林水産省農村振興局長通知)において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域区分の決定及びその方針に限る。)及び区域区分に関する都市計画の都道府県議会の作成段階で、都道府県の農地担当部局と地方農政局で調整を行うよう技術的助言を行っている。	市街化調整区域における土地利用転換を伴う都市計画(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、地区計画)の決定または変更については、農振農用地以外の区域に限り、国土交通大臣と農林水産大臣の法定協議を不要とするともに、通知に基づき、県と地方農政局の事前調整も不要とする。	農振農用地以外のエリアについて、法定協議や事前調整を撤廃することにより、高速道路インターチェンジ周辺など企業立地のポテンシャルが高いエリアに、大企業や関連する中小企業の立地をスピーディに行うことができる。このことから、雇用創出と地域経済の活性化が図られる。	D		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域区分の決定及びその方針に限る。)及び区域区分に関する都市計画の決定は、都道府県が都市計画案を作成した上で、必要に応じて公聴会の開催等、住民の意見を反映させるための措置(都市計画法第16条)を行うとともに、公告縦覧(同法第17条)を行い、当該案について国土交通大臣との法定協議(同法第18条第3項(その後、国土交通大臣から農林水産大臣へ当該案について協議(同法第23条第1項))を経た上で、行われる。 仮に、法定協議において、国土交通大臣等との調整が難航した場合にも、手続を最初からやり直す可能性があることから、法定協議を円滑かつ迅速に行うために必要であると都道府県が判断した場合には、公聴会の開催等及び公告縦覧の前に、都道府県の農地担当部局と地方農政局との間で調整を行うよう技術的助言(「都市計画と農林漁業の調整措置について」)を行っている。 このように、農林水産省としては、法定協議に先立ちあらかじめ調整を行うことが、都市計画決定の手続きを円滑に進める上で望ましいもの観点から実施しているものであるが、当該調整を義務付けているものではなく、県の判断で事前調整を行わないことも可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、対応について再度検討し回答されたい。	市街化調整区域における土地利用転換に係る農林調整の適用除外			0 0 3 4 1 2 0	埼玉県	埼玉県	農林水産省 国土交通省
100061	独立行政法人における科学債発行	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第45条第5項	独立行政法人通則法第45条第5項において、個別法に特設の定めがある場合を除き、独立行政法人は長期借入金及び債券発行をすることができなくなっている。 なお、農林水産省所管の研究開発法において、研究開発の業務のために個別法で債券発行を定めているものはない。	独立行政法人通則法第45条第5項の「個別法に特設の定めがある場合を除く(ほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。）」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在住の研究機関・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年据え置き償還で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関・リードエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く機会を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマナント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究機関が力を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略(グリーンイノベーション及びライフイノベーション)に係る研究開発に、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	C		独立行政法人の行う研究開発は、農林水産省自ら主体となつて行うことが経済的、技術的に困難な試験研究について、長期的、広域的等の観点等からの取組が必要なものを実施しているものであり、配当・元本償還を前提とした投資にはなじまないものである。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・時代が大きく変革中、国づくりに関しても、「新しい公共」の仕組みを官民挙げて、創り出すことが重要と思われる。独立行政法人においても、例えば、特定の国策研究課題や、あるいは最先端大型医療機器の維持管理に係る案件等に対して、独自に又は連携して債権発行を可能としたいことは、まさに特区制度によって実現されるべきものであると認識している。個別法改正に時間がかかるが故に、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げます。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0 0 3 5 0 1 0	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100071	研究開発における利益相反ガイドラインの緩和		規制自体が存在しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対面としうる寄付行為を可能とする。(反対給付にかかわる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額損金算入)を行う。 【具体的内容】 ① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和	※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることができる。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。) 寄付行為に対して: 景品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	E		利益相反ガイドラインは、研究開発機関(独立行政法人)自身がその業務の公益性に鑑みて必要に応じて定めるものであり、行政による規制自体が存在しない。 なお、農林水産省所管の研究開発独立行政法人のうち、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)農業環境技術研究所においては、利益相反マネジメントのための規定を整備済みであり、HPJにおいて公表している。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略に資する研究のために、所管ごとに策定するのではなく、政府で統一した利益相反ガイドラインが必要である。 ・個別に定めていること自体が実質的な規制(制約)として機能している。 	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0 0 3 5 0 3 0	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
100080	企業立地促進法に掛かる包括的な規制緩和	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2	森林法第10条の2においては、森林の有する公益機能を維持し、森林土地の適切な利用を図るため、森林での一定規模を超える開発行為については、都道府県知事の許可が必要とされている。 この林地開発許可制度では、開発前の森林の果たしている土砂の流出・崩壊による災害の防止や水の確保、環境の保全等の機能に支障を及ぼさない観点から、農林水産省から都道府県への技術的助言において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置若しくは造成が適切に行われることを具体的な許可の条件の一つとしている。	企業立地促進法において、特例措置の一つとして森林法に基づく緑地規制を緩和する。	緩和り行政による、複数の規制を一括して緩和することで、地域の特性・強みをいかした地域産業の活性化を目指す。 具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を策定した自治体において、条例を定めた場合、その適用区域(重点促進区域)の緑地規制緩和は工場立地法に限らず、森林法等においてもその対象とする。 提案理由: 本市においては、企業立地促進法に基づく条例を制定し、工場立地法で定められている緑地面積率20%以上にし、緑地面積率を10%以上に緩和している。 しかし、森林法により立てられた地域森林計画の対象民有林は知事の許可を受けなければ開発することは出来ず、許可基準となる森林率は概ね25%以上でなければならず、企業立地促進法により工場立地法の特例がなされ緑地面積率が緩和されたとしても、特例による恩恵が受けられない。 工場立地法及び森林法ともに国土環境の保全を目的とするものであり、その上で一方においては特例措置が認められていること、また企業立地促進法においてはその支援措置の一つとして各省との連携による支援措置を掲げていることから、本特例措置において個々の規制を一括して緩和することで、より円滑な産業集積の形成、ひいては地域の活性化に資するものと考える。	D		林地開発許可における残置する森林の割合については、林野庁長官通知による都道府県への技術的助言を行っているが、規制の趣旨を踏まえて弾力的に運用することは可能である。ただし、その運用にあたっては、工場立地法との違いを踏まえ、適切に運用する必要がある。 森林法における開発の許可は、森林の開発によって土砂の流出・崩壊による災害の防止や水の確保、環境の保全等の森林の公益的機能に支障を及ぼすことのないよう、一定面積の現況森林を原則として森林のまま維持・保全することとし、もって地域住民の安心安全を確保するものである。 一方、工場立地法においては、工場立地が周辺生活環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地内の施設整備に当たり、生産施設を敷地面積の一定割合以下に抑えるとともに、造成等により緑地や運動場等の環境施設を一定面積以上整備するよう定められているものである。 また、実態的にみても、前者においては、森林地域において、森林が現に有する公益的機能を維持するために、一定割合の森林を維持・保全するものであるのに対し、後者においては、主として森林地域以外で緑地帯を新たに一定割合以上整備しようとするものであり、同様に扱えるものではない。したがって、企業立地促進法で認めている工場立地法の特例と同様の規定を森林法について設けることは困難である。			0 0 4 2 0 1 0	古河市	茨城県	農林水産省 経済産業省	
100090	卸売市場法の改正	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第9条第3項第2号、第11条第1項、第16条、第39条、第37条、第46条、第47条、中央卸売市場業務規程例(11食流第3083号)第57条、第71条	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用用途(種類、規模、配置、構造など)については、同法第9条第3項第2号により事業計画で定めることとされており、その変更については、軽微な変更を除き、国の認可が必要(卸売市場法第11条)とされている。 ・指定管理者については、業務規程例第71条において、指定管理者に対する市場施設の管理に関する業務を示しているが、届出受理や企画調整業務は含まれていない。 ・各種報告業務等については、同法第46条及び第47条において、開設者及び卸売業者は卸売予定数量等の公表を行うこととされている。同法第37条及び44条において、卸売・仲卸の相手方の制限があるが、開設者が認めた場合は、この限りでない。 ・商物一致規制については、同法第99条において、市場内にある生鮮食料品等以外を卸売することは禁止されているが、開設者が認めた場合等には、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政による監督規定の緩和 ○ 施設の用途変更についても管理する自治体だけで変更できるように規制緩和 ○ 指定管理者への委託業務範囲の拡大(許認可の一部や企画調整も委任可とする) ○ 各種報告業務等の簡素化(日々の取扱量の公表の簡素化など) ○ 市場取引の規制緩和 ○ 商物一致規制の更なる緩和 	①現状 ・大正12年に制定・公布された「中央卸売市場法」(昭和46年に「卸売市場法」に改正)は、制定以来80年経過し、数次にわたる法改正がなされたものの、急激に変化する現代の流通構造への対応が不十分な状況。 ②問題点 ・市場主要施設の用途変更については国の承認が必要なことから、機動的、弾力的に対応しにくい。 ・中央卸売市場の指定管理者制度は、卸売市場法関連規定により委任する業務の範囲が報告や施設の管理業務などに限定され、許認可や市場の活性化に向けた企画調整などの業務は委任ができず、民間のノウハウや企画提案力の活用が困難。 ・中央卸売市場では、日々の取扱量の公表など各種報告等の手続きが煩雑で場内業者の負担が大きく、また、指定管理者制度導入にあっても、管理者の負担が大きくなり、経費削減が困難。 ・商物一致規制により効率的な取引に対応できない。 ③解決策 ・市場主要施設の用途変更については機動的、弾力的な対応ができるように法令等の緩和を行う。 ・各種報告等の手続きなどで場内業者や指定管理者が負担とならないように法令等の緩和を行う。 ・指定管理者制度を導入するために、民間のノウハウや企画提案力を活用しやすいように法令等の緩和を行う。 ④効果 ・卸売市場に係る規制を緩和することにより、取扱量の減少に歯止めをかけ、市場の活性化を促すことができる。	F	I	昨年10月から、卸売業者、仲卸業者等を委員とする「卸売市場の将来方向に関する研究会」において、卸売市場に期待される役割と将来方向、施策のあり方について総合的に検討し、平成22年3月26日に報告が取りまとめられている。 同報告においては、「事前承認の見直しや、提出書類や報告の必要性の検証を通じて、事務の簡素化の徹底を図る必要がある」、「市場関係業者の主体的な参画を得つつ、より戦略的な市場運営を確保する観点から、現在、一定の制約を設けている指定管理者の業務を拡充する必要がある。」といった提言があり、今回、貴府からいただいた提案もこれと同様のものであると考えている。 農林水産省としては、今後、取りまとめられた報告を踏まえた検討を実施し、本年10月を目途に次期「卸売市場整備基本方針」を策定する予定であり、その検討を進める中で、開設者が卸・仲卸業者に課している規制等の見直しを含め、今回いただいた提案についても、貴府のご協力もいただきながら、その実現に向けて検討してまいります。			競争力ある総合食料物流基地の構築	0 0 4 3 5 7 0	大阪府	大阪府	農林水産省